

県南広域振興局長告示第7号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、須川土地改良区（一関市）から役員の退任について次のとおり届出があった。

令和3年1月19日

県南広域振興局長 佐々木 隆

理事

佐藤 慶一 一関市弥栄字北ノ沢37番地